# 第５回久慈市議会定例会会議録（第５日）

**議事日程第５号**

平成18年９月13日（水曜日）午後１時30分開議

第１　認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号、認定第６号、認定第７号、認定第８号、認定第９号、認定第10号、認定第11号、認定第12号、認定第13号、認定第14号、認定第15号、認定第16号、認定第17号、認定第18号、認定第19号、認定第20号、認定第21号、認定第22号、認定第23号、認定第24号、認定第25号、認定第26号、認定第27号、認定第28号、認定第29号、認定第30号（決算特別委員長報告・質疑・討論・採決）

第２　議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第９号、議案第10号、議案第13号、議案第14号（総務常任委員長報告・質疑・討論、採決）

第３　議案第11号、議案第12号（教育民生常任委員長報告・質疑・討論・採決）

第４　議案第１号（質疑・討論・採決）

第５　議案第２号（質疑・討論・採決）

第６　議案第３号（質疑・討論・採決）

第７　議案第４号（質疑・討論・採決）

第８　議案第５号（質疑・討論・採決）

第９　発議案第７号、発議案第８号（採決）

第10　議員派遣の件（採決）

―――――――――――――――――――――

**会議に付した事件**

日程第１　認定第１号　平成17年度旧久慈市一般会計歳入歳出決算

認定第２号　平成17年度旧久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算

認定第３号　平成17年度旧久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第４号　平成17年度旧久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算

認定第５号　平成17年度旧久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

認定第６号　平成17年度旧久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

認定第７号　平成17年度旧久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定第８号　平成17年度旧久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算

認定第９号　平成17年度旧久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

認定第10号　平成17年度旧久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第11号　平成17年度旧久慈市水道事業会計決算

認定第12号　平成17年度山形村一般会計歳入歳出決算

認定第13号　平成17年度山形村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

認定第14号　平成17年度山形村国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算

認定第15号　平成17年度山形村老人医療保健特別会計歳入歳出決算

認定第16号　平成17年度山形村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第17号　平成17年度山形村平庭高原施設事業特別会計歳入歳出決算

認定第18号　平成17年度久慈市一般会計歳入歳出決算

認定第19号　平成17年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算

認定第20号　平成17年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第21号　平成17年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算

認定第22号　平成17年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

認定第23号　平成17年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

認定第24号　平成17年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認定第25号　平成17年度久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算
認定第26号　平成17年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
認定第27号　平成17年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定第28号　平成17年度久慈市平庭高原施設事業特別会計歳入歳出決算
認定第29号　平成17年度久慈市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
認定第30号　平成17年度久慈市水道事業会計決算
日程第２　議案第６号　国民保護協議会条例
議案第７号　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
議案第８号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議案第９号　長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号　消防団設置条例及び消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号　岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
議案第14号　指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
日程第３　議案第11号　手数料条例の一部を改正する条例
議案第12号　国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第４　議案第１号　平成18年度久慈市一般会計補正予算（第２号）
日程第５　議案第２号　平成18年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第６　議案第３号　平成18年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議案第４号　平成18年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第５号　平成18年度久慈市平庭高原施設事業特別会計補正予算（第１号）
日程第９　発議案第７号　放射能海洋放出規制法（仮称）の制定を求める意見書の提出について
発議案第８号　日本郵政公社の外務事務の堅持を求める意見書の提出について
日程第10　議員派遣の件

---

**出席議員（38名）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1番 | 木ノ下　祐治君 | 2番 | 下川原　光昭君 |
| 3番 | 澤里　富雄君 | 4番 | 大矢内　利男君 |
| 5番 | 堀崎　松男君 | 6番 | 小倉　建一君 |
| 7番 | 中沢　卓男君 | 8番 | 砂川　利男君 |
| 9番 | 二橋　　修君 | 10番 | 戸﨑　武文君 |
| 11番 | 中平　浩志君 | 12番 | 播磨　忠一君 |
| 13番 | 皆川　惣司君 | 14番 | 小柳　正人君 |
| 15番 | 大久保　隆實君 | 16番 | 桑田　鉄男君 |
| 17番 | 山口　健一君 | 18番 | 落安　忠次君 |
| 19番 | 石渡　高雄君 | 20番 | 田表　永七君 |
| 21番 | 中塚　佳男君 | 22番 | 下斗米　一男君 |
| 23番 | 八重櫻　友夫君 | 24番 | 大沢　俊光君 |
| 25番 | 山舘　　榮君 | 26番 | 髙屋敷　英則君 |
| 27番 | 下舘　祥二君 | 29番 | 清水　崇文君 |
| 30番 | 小野寺　勝也君 | 31番 | 城内　仲悦君 |
| 32番 | 八木巻　二郎君 | 33番 | 宮澤　憲司君 |
| 34番 | 濱欠　明宏君 | 35番 | 東　　繁富君 |
| 36番 | 菊地　文一君 | 37番 | 大上　精一君 |
| 38番 | 嵯峨　力雄君 | 39番 | 谷地　忠一君 |

**欠席議員（１名）**

28番　蒲野　　寛君

---

**事務局職員出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 亀田　公明 | 事務局次長 | 岩井　　勉 |
| 事務局次長 | 一田　昭彦 | 庶務グループ総括主査 | 大森　正則 |
| 議事グループ総括主査 | 和野　一彦 | 主事 | 大内田博樹 |

---

**説明のための出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 山内　隆文君 | 助役 | 工藤　孝男君 |
| 助役 | 外舘　正敏君 | 総務企画部長 | 末﨑　順一君 |
| 総務企画部付部長 | 下舘　満吉君 | 市民生活部長 | 岩泉　敏明君 |
| 健康福祉部長(兼)福祉事務所長 | 佐々木信蔵君 | 農林水産部長 | 中森　健二君 |
| 産業振興部長 | 卯道　勝志君 | 建設部長(兼)水道事業所長 | 嵯峨喜代志君 |
| 山形総合支所長 | 角　一志君 | 山形総合支所次長 | 野田口　茂君 |
| 教育委員長 | 岩城　紀元君 | 教育長 | 鹿糠　芳夫君 |
| 教育次長 | 大湊　清信君 | 選挙管理委員会委員長 | 鹿糠　孝三君 |
| 農業委員会会長 | 荒澤　光一君 | 監査委員 | 木下　利男君 |
| 総務企画部総務課長(併)選管事務局長 | 砂子　　勇君 | 教育委員会総務学事課長 | 宇部　辰喜君 |

農業委員会事務局長　中新井田勉君　監査委員事務局長　賀美　吉之君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**午後１時30分　　開議**

**○議長（菊地文一君）**　ただいまから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**諸般の報告**

**○議長（菊地文一君）**　諸般の報告をいたします。

議員発議案２件及び当職からの提出議案１件について、お手元に配付いたしてあります。

―――――――――――――――――――――――――

〔参　考〕

発議案第７号

放射能海洋放出規制法（仮称）の制定を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年９月13日提出

久慈市議会議長　菊地　文一　様

提出者　久慈市議会議員　田表　永七
提出者　久慈市議会議員　山舘　　榮
提出者　久慈市議会議員　下斗米一男
提出者　久慈市議会議員　小柳　正人
提出者　久慈市議会議員　大上　精一
提出者　久慈市議会議員　清水　崇文
提出者　久慈市議会議員　小野寺勝也

―――――――――――――――――――――――――

放射能海洋放出規制法（仮称）の制定を求める意見書

青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場は、平成18年３月31日にアクティブ試験操業が開始された。

ところが、心配されたとおり、放射能漏れや内部被爆と思われる事故が多発し、大事故も心配されている。

この核燃料再処理工場では、再処理の過程で生じるトリチウムやヨウ素、プルトニウム等の放射能を含む廃液を沖合３キロメートル、水深44メートルの放水口から大量に排出している。

日本原燃（株）の発表でも、６月の再処理量はウラン14トン、４月からの累計は31トンに及び、放出放射能廃液はトリチウムのみの数値で、６月は19兆ベクレル、累計で23兆ベクレルに達している。

本格操業に入ると、その数値は数倍に膨れ上がる。ことにも、「プルトニウムの環境や人体への影響は微量でもはかり知れない」と指摘する学者もいる。

この放射性廃液はエチゼンクラゲの例からも明らかなように津軽暖流に乗り、岩手県沿岸に流れ着き、沿岸海域の汚染が心配される。

このことについて、「今世紀最大の海洋汚染を引き起こす」と警告する学者もおり、事故の多発を思うと、その心配はますます大きくなっている。

本県沿岸では、サケ、サンマ、イカ等のとる漁業だけでなく、アワビ、ウニ、ワカメ、カキ、ホタテといった養殖漁業が盛んに行われ、三陸物として安全・安心な海産物を国民に提供してきた。

三陸の海が放射能で汚染されると、本県水産業は壊滅的な打撃を受けるだけでなく、住民の健康・食の安全も危うくなり、その心配の声も届いている。

三陸の海と三陸の漁業、そして沿岸住民の健康・食の安全を守っていくためには放射能汚染から三陸の海を守ることが大切だと考えているが、現在、放射能を海に流す法的規制はないといわれている。

よって、放射能汚染から三陸の海、住民の健康、食の安全、そして三陸の漁場を守るため、「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）を制定することと、岩手県沿岸においても、青森県同様のモニタリングを実施し、その結果を公表すること。以上の２点を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年９月13日

岩手県久慈市議会
議長　菊地　文一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣　　殿
経済産業大臣

―――――――――――――――――――――――――

発議案第８号

日本郵政公社の外務事務の堅持を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第

14条の規定により提出します。

平成18年９月13日提出

久慈市議会議長　菊地　文一　様

提出者　久慈市議会議員　山舘　　榮
提出者　久慈市議会議員　下斗米一男
提出者　久慈市議会議員　小柳　正人
提出者　久慈市議会議員　大上　精一
提出者　久慈市議会議員　清水　崇文
提出者　久慈市議会議員　小野寺勝也
提出者　久慈市議会議員　田表　永七

―――――――――――――――――――――

日本郵政公社の外務事務の堅持を求める意見書

日本郵政公社は、平成19年10月の完全民営化を前に、郵便局の配達・集荷、郵便貯金と簡易生命保険の募集・集金など外務事務を統廃合する計画を明らかにしている。

計画によれば、全国に約4,700局ある集配郵便局のうち、主に過疎地の集配郵便局1,000局を廃止する方針であり、本市では、関集配郵便局が廃止対象となっている。

昨年の国会における郵政民営化議論に際し、竹中郵政民営化担当大臣（当時）は「原則として過疎地の郵便局は維持される」と答弁しており、統廃合実施に当たってもその趣旨は守られなければならない。

郵便局は地域の中核的な施設として、地域住民の日常生活に必要不可欠な生活基盤サービス提供のほか、安心安全なまちづくりに貢献するとともに、高齢化社会を迎え地域住民の交流の場としても活用され、その果たす役割はますます重要となっている。

よって、国においては、日本郵政公社の各種統廃合計画実施に当たっては、地方における郵便局の役割や機能に十分配慮し、地域住民との合意と納得を得て進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年９月13日

岩手県久慈市議会
議長　菊地　文一

衆議院議長
参議院議長　殿
内閣総理大臣
総務大臣

―――――――――――――――――――――

議員派遣の件

平成18年９月13日

地方自治法第100条第12項及び久慈市議会会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

１　第44回知事を囲む懇談会
（１）派遣目的　岩手県知事と行政課題に関する意見交換を行うため
（２）派 遣 先　盛岡市
（３）派遣期間　平成18年10月３日
（４）派遣議員　嵯峨力雄副議長
２　平成18年度岩手県市議会議員研修会
（１）派遣目的　住民要望の多様化に対処し、知識を高め円滑な議会運営に資するため
（２）派 遣 先　盛岡市
（３）派遣期間　平成18年11月１日
（４）派遣議員　全議員

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**市長の諸般の報告**

**○議長（菊地文一君）**　次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。山内市長。

〔市長山内隆文君登壇〕

**○市長（山内隆文君）**　去る９月５日から６日にかけての、台風12号による被害状況について、諸般の報告を申し上げます。

台風12号は、強い勢力を保ったまま、５日宵のうちから６日の明け方にかけて三陸沖海上を北上し、強風を伴った高波により、岩手県沿岸各地に多大な被害をもたらしました。

市では、５日の午後４時30分に久慈市災害警戒本部を設置し、久慈消防署及び久慈市消防団を初めとする関係機関と連携をして、市内沿岸地域の警戒に当たるとともに、災害応急対策及び被害状況の把握に努めたところであります。

被害の状況でありますが、土木関係では一般県道野田長内線及び半崎地区臨港道路が一部決壊し、また、港湾施設では久慈港半崎地区の３号護岸が約20メートルにわたり倒壊いたしております。

なお、被害額や復旧等につきましては、現在、調査検討中であると久慈地方振興局土木部から伺っている

ところであります。

次に、漁港施設でありますが、川津内漁港内の洗掘、さらにまた麦生漁港臨港道路の側溝ぶたの流出及び久喜漁港・内港防波堤の上部工、滑動損傷があり、被害額は約685万円となっております。

次に、水産関係施設でありますが、漁場監視小屋の破損・流出が１カ所、動力船及び無動力船の船体破損が７隻あり、被害額は約160万円となっております。

次に、漁場施設でありますが、久慈地区近海の定置網施設につきましては、今なお海況が悪いことから、被害等の把握にはなお時間を要する状況となっております。

次に、観光施設でありますが、侍浜海水プールの底石の流出があり、被害額は約20万円となっております。

次に、水道施設でありますが、一般県道野田長内線の一部決壊によります配水管の損壊があり、被害額は約170万円となっております。

次に、産業関係でありますが、夏井町閉伊口地内の北日本造船株式会社久慈工場において、工場内の冠水、及び外溝フェンスの破損等があり、被害額は約715万円であると伺っているところであります。

このほかに、国家地下石油備蓄基地におきまして、施設内舗装の一部剥離等があり、被害額等を調査しているところであります。

９月12日現在におきまして、確認できた被害総額は、約1,750万円となっております。

災害発生当初の応急対策について申し述べます。

このことにつきましては、久慈消防署、久慈市消防団等の防災関係機関並びに久慈地方振興局等と連携をし、全力を挙げて取り組んだところでありますが、今後さらに調査を重ねるとともに、多額の被害が予想されます漁業関係等の支援について対応してまいらなければならないものと考えております。

なお、今回の災害にかかわりまして、昨日、国土交通省東北地方整備局及び岩手県県土整備部に対し、高波被害に対する復旧並びに久慈港湾口防波堤の整備促進についての緊急要望を行ったところであり、また、来週には国土交通省本省に対しまして、同様の要請を行うことといたしておりますことを申し添え、諸般の報告を終わります。

**○議長（菊地文一君）**　なお、本日の欠席通告者は、28番蒲野寛君の１名であります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第１　認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号、認定第６号、認定第７号、認定第８号、認定第９号、認定第10号、認定第11号、認定第12号、認定第13号、認定第14号、認定第15号、認定第16号、認定第17号、認定第18号、認定第19号、認定第20号、認定第21号、認定第22号、認定第23号、認定第24号、認定第25号、認定第26号、認定第27号、認定第28号、認定第29号、認定第30号**

**○議長（菊地文一君）**　これより、本日の議事日程に入ります。

日程第１、認定第１号から認定第30号までの30件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。中塚決算特別委員長。

〔決算特別委員長中塚佳男君登壇〕

**○決算特別委員長（中塚佳男君）**　本定例会において、決算特別委員会に付託されました認定第１号から認定第30号までの平成17年度旧久慈市及び山形村並びに新久慈市の各会計決算について、去る９月８日と11日の２日間にわたって委員会を開催し、審査をいたしましたので、ご報告申し上げます。

本委員会は、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成された特別委員会であり、委員会における質疑・答弁など、詳細な審査経緯につきましては、各位の承知するところでありますので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、認定第１号から認定第11号までの平成17年度旧久慈市各会計決算について申し上げます。

認定第１号「平成17年度旧久慈市一般会計歳入歳出決算」、認定第３号「平成17年度旧久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」及び認定第８号「平成17年度旧久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算」の３件は、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

また、その他の特別会計歳入歳出決算、及び水道事業会計決算の８件は、採決の結果、いずれも全員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号から認定第17号までの平成17年度山形村各会計決算について申し上げます。

認定第12号「平成17年度山形村一般会計歳入歳出決

算」は、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

なお、本件の審査過程の中で、30番小野寺委員の質疑に際し、議事進行上において、一部適正を欠いた部分がありましたので、おわびを申し上げます。

また、５件の特別会計歳入歳出決算は、採決の結果、いずれも全員異議なく、認定すべきものと決しました。

次に、認定第18号から認定第30号までの新久慈市各会計決算について申し上げます。

認定第18号「平成17年度久慈市一般会計歳入歳出決算」、認定第20号「平成17年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」及び認定第25号「平成17年度久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算」の３件は、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

また、その他の特別会計歳入歳出決算、及び水道事業会計決算の10件は、採決の結果、いずれも全員異議なく、認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（菊地文一君）**　ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。30番小野寺議員。

**○30番（小野寺勝也君）**　ただいまの委員長報告で是正をされましたので、改めて当局にお尋ねいたします。

認定第12号の公有財産の購入にかかわってであります。先般の決算委員会での説明では、総合センターの敷地については坪単価に換算しますと３万5,776円、45年からの借地料が累計で5,053万円、それを１億1,300万円余で購入したと。さらに、平庭高原については、６万295平方メートルを１億何がしで購入したと、坪単価にしますと5,528円だと。昨年度の敷地料は462万円だというところまでは説明をいただいたところであります。

そこで、二、三お聞かせください。いわゆる財産評価委員の評価と実勢価格などを参考にして購入したということだからそれはいいわけですが、その際に、いわゆる借地者である山形村がこの２カ所の土地それぞれについて、開発行為あるいは施設の配置、環境整備等をやられて、いわば付加価値をつけてきた、高めてきたということは紛れもない事実だと思うんです。その点を、この価格の設定に当たってどのように見たのかというのが第１点。

それから、２番目は、いわゆる借地関係にある物件を第三者が求めるということになりますと、移転補償費等が当然出てきます。借地権とか建物その他等々ですね。今回の場合は、借地権者が購入をしたという関係ですから、具体的にそこは生じないわけですが、そういう経過からすれば、一般的にいえば、借地権者が購入する場合には実勢価格から何割かは、何％かは低い価格で売買されるというのが通例だと思うんですが、その点のいわゆる借地権者の利益に属する部分の配慮といいますか、それがどのように計算されたのか、その点が２点目です。

３点目は、先般、平庭高原にかかわっては昨年度の敷地料は462万円だということをお聞きしましたが、累計で幾らになるか、あわせてお聞かせをください。

**○議長（菊地文一君）**　小野寺議員、答弁者を指定して指名してもらえばいいのではないかと思うんですが、答弁する方を。なかなかこの問題は難しい問題と思いますので、どなたか答弁を求める方。小野寺議員。

**○30番（小野寺勝也君）**　認定の提案をされた責任者ということになるかと思いますが、先般のかかわりでいえば総合支所次長ですか、私が指定するのはいかがなものかと思ったんですが……。

**○議長（菊地文一君）**　できればの話です。内容的な面で。野田口山形総合支所次長。

**○山形総合支所次長（野田口茂君）**　それでは、ただいま議員の方からご質問のありました件についてお答えを申し上げたいと思います。

最初に、財産評価委員会等に基づいてというようなお話が若干ありましたが、当時の山形村においては財産評価委員会という機関はございません。ということを、まずご理解いただきたいというふうに思います。

それでは、ご質問の部分について、適切であるかどうかですが、私の方からお答えさせていただきます。土地を借用することによって施設整備を図り、付加価値をつけてきたと、そういう部分について考慮をしているかという点でございます。単刀直入にいえば、それについては考慮されていないということでございます。

それから、借地者が借地を購入する場合において、低い価格の設定をすることができたのではないかということでございますが、これにつきましては、いわゆる底地の買い入れというお話のことかと思いますが、この内容につきましては、売り手、買い手の部分の中

でいろいろな方法があろうかということで、底地についても、詳細については存じ上げませんが、何通りかいろんな方法があるというふうに、若干この前のご質問の後、調べさせていただいたところでございます。

今回は、借地人がみずから借地を購入するということでございますので、一般に言われている部分であれば、閉ざされた市場だと言われていることのようでございます。ただ、先ほど議員おっしゃられましたように、低い価格でという部分については、私が見ました資料の中では10%から30%程度軽減をした価格で買う方法もあるということが、ある本に載っておりまして、それを今お話し申し上げたところでございますが、それについて、山形村において平庭の観光施設用地、それから総合センターの両用地について買う場合、それを配慮したか、考慮したかということですが、それについては取り入れられてはおりません。

それから、この価格の決定に当たりましては、特別委員会の中でもお話ししましたように、不動産鑑定士に価格を依頼し、そして当時の村の担当課において近傍等の取引、いわゆる実勢価格等を反映し、そして固定資産評価額等を参考にしながら平方メートル単価を出したと。取得単価を出し、それに基づいて議会に提案をし、ご了解をいただいて議決し、契約されていたものを、条件つきの契約でございましたので、それを解除して契約が成立し、お金を払い登記が済んだという流れでございます。

それから、３点目の、平庭の今までの額は幾らかということで、前回は平成17年度の額でしか申し上げておりませんでしたが大変失礼いたしました。昭和62年から借地しておりまして、17年度までの総賃貸料は4,825万2,713円になります。

ということで、いろいろ前回の特別委員会でもお話し申し上げたところでありますが、村の中において議論はあり、それから議会においても議論はあったようでございますが、それらは了とされて議決し、執行されているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

**○議長（菊地文一君）**　30番小野寺勝也君。

**○30番（小野寺勝也君）**　答弁をいただきました。確かに議会で議決をして執行されたものだと、そのとおりです。議会で議決がなければ執行できないわけですから。そこで、１点だけお聞かせください。

不動産鑑定士の鑑定も経て、さらに実勢取引も参考にしてということでしたが、その実勢取引の参考例として、今回のようにいわゆる一地主との関係ではなくて、民間同士のそういう実勢取引が参考の例に入っていますか。いわゆる村道の用地として購入の参考だと、それも行政が介在しているわけですから、民間同士の取引が参考の中に含まれているかどうかお聞かせください。

**○議長（菊地文一君）**　野田口山形総合支所次長。

**○山形総合支所次長（野田口茂君）**　それでは、お答えを申し上げます。

不動産鑑定による評価額につきましては、特別委員会の中でもお話ししたかと思いますが、平方メートル8,900円という単価でございますが、近傍の売買事例に当たりましては、この価格を決めるに当たりまして、当時、村が取得するときの価格等の部分の事例等が参考になって、民間の部分につきましてもそれは反映されているものであります。

**○議長（菊地文一君）**　31番城内仲悦君。

**○31番（城内仲悦君）**　１点だけお聞かせをいただきたいと思います。

平庭高原施設用地の取得、６万3,000平方メートルを今回、前の決算で購入したということの、これは新聞報道ですけれども答弁があったんですが、実は３月６日から３月31日までの１カ月間の決算書もあるわけですけれども、この決算を見ますと、さらに112万419円の土地借上料がここで決算されているわけですね。

それで、この平庭高原の用地６万3,000平方メートルを１億1,300万円なりで買ったということになっていますが、そのほかにもさらに、いわゆる借地用地が存在していることなのか、ここのところがわからなかったものですから。３月５日までの予算で買って決算しているわけですが、さらに新しいというか合併後の１カ月間の予算の中で計上されて112万419円というお金が支出済みとして載っていますが、この関係を説明してください。

**○議長（菊地文一君）**　野田口山形総合支所次長。

**○山形総合支所次長（野田口茂君）**　それでは、ただいまご質問のありました平庭観光施設用地の件でございますが、観光用地につきましては、お二人の方が地権者になっておりまして、それにつきましてはそれぞれ２月３日に議決をいただいて、２月17日に登記を済

ませたということで購入を終わっております。その購入した土地というものが、平庭高原のスキー場のふもと等の方を連想しながら考えていただければと思いますが、道路のそばに各施設がございます。創作館とか水車小屋、旅行村コテージ、ふれあい広場、スキー場等の駐車場、それからレストハウスの千春、さわやかトイレ、スキーセンター、その周辺のところを今回取得をしているということで、議員お尋ねの、暫定予算の中にということでございますが、これにつきましては、リフトが通っている場所とか、パークゴルフ場になっている上の方とかにつきましては、そのまま借地ということで、今後も借りていくということになります。ですから、全体の一部について購入したということでご理解をいただきたいと思います。

**○議長（菊地文一君）**　31番城内仲悦君。

**○31番（城内仲悦君）**　そうしますと、いわゆる借地用地として残っている面積は、現時点で何平方メートル残っているのか。それで、お二人の地権者のようですけれども、なぜこの部分だけしか買わなかったのか、その点、地権者の側がこの分買ってくれと言ったのか、村の側がこれしか買わないと言ったのか、残った分については、未来永劫これを借りていくという方針なのか、その点についてお聞かせください。

**○議長（菊地文一君）**　野田口山形総合支所次長。

**○山形総合支所次長（野田口茂君）**　今、お話しのございました部分ですが、観光施設用地につきましては、借りていたものが約５万9,911平方メートルありまして、今回購入することによりまして3,559平方メートルほどに減りまして、それからパークゴルフ場用地につきましては、７万9,300平方メートルほど借りていたものが、今回購入したことによって７万5,340平方メートルになるということでございます。

これらにつきましては、今回面積とすれば６万311平方メートルほど、購入することによって減ってはおりますが、先ほど申し上げましたように、パークゴルフ場、それからスキー場のリフト等がある部分等につきましては、今後も借りてスキー場をやっていかなければならないということでございます。

**○議長（菊地文一君）**　角山形総合支所長。

**○山形総合支所長（角一志君）**　他の用地につきまして、どうして購入しなかったのかということでございます。

今回、この土地につきましては、土地開発基金の中での購入ということで進めてまいりました。また、今回購入した用地につきましては、これからの開発等もかなり予想されているという点もございまして、いずれ地価がといいますか、先ほど売買の話もあったわけでございますが、やはり開発前に購入しておいた方が今後有利だろうという考え方から、いずれこれまでの施設等を建ててきた部分等を考慮しながら購入したものでございます。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　質問がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

次に、討論の通告がありますので発言を許します。31番城内仲悦君。

〔31番城内仲悦君登壇〕

**○31番（城内仲悦君）**　私は日本共産党久慈市議団を代表し、平成17年度旧久慈市一般会計、山形村一般会計、久慈市一般会計に反対の討論をします。これらの決算は、各特別会計とも相互に関連がありますので言及するものであります。

反対の第１の理由は、街なか再生、活性化の核施設の整備推進問題であります。この問題では、依然として市民合意が得られていない点、投資額が大き過ぎ、身の丈を超えたものになっている点、投資効果、開発効果が不透明である点を指摘するものであります。再考を強く求めるものであります。

反対の第２の理由は、福祉施策の後退とおくれの問題であります。一つ目は、人間ドック施策の一方的な補助金の減額とがん検診が毎年から１年置きに後退したことは、予防医療、保健行政の大きな後退であります。二つ目は、介護保険の問題でありますが、介護保険料の引き上げ、また、多くの自治体で実施されている利用料への軽減策がないこと、施設整備のおくれで待機者が日増しに増加している点について指摘するものであります。

反対の第３の理由は、市道整備のおくれの問題であります。この問題は、今議会の一般質問の登壇した全員が市道整備問題を取り上げたことに象徴されるように、まさに市民生活にとって、市道整備は焦眉の課題であります。久慈市の17年度末改良率・舗装率は、それぞれ57.8%、56.7%であります。お隣の野田村は、16年度末改良率・舗装率がそれぞれ75.7%、72.8%と

なっています。市道整備計画の方針を明らかにし、それに基づいた整備計画を策定し、それを市民に示し計画性を持って市道整備の推進を図る必要があると考えます。

反対の第４の理由は、指定管理者制度の問題であります。一般公募、インターネット上で指定管理者を募る方法を用いていることが明らかになりました。これでは、全国どなたでも応募できることになります。地域循環経済が損なわれる心配が出てきました。慎重な対応を求めるものであります。

反対の第５の理由は、防犯灯の問題であります。防犯灯の電気料と設備設置を町内会へ押しつけた問題であります。電気料等の町内会負担についての説明会が開催された席上で、だれ一人賛成した人はいませんでした。既に設備設置の町内会対応が強行されています。防犯灯の電気料、設備設置の町内会、市民への押しつけの見直しを強く求めるものであります。

反対の第６の理由は、合併間際の中での山形村総合センターの借地と平庭高原観光施設用地の借地の買収は、価格が高いこと、買う目的等が十分解明されたとは言えない状況にあり、住民の理解が到底得られるものではありません。

以上６点、反対の理由を述べましたが、住宅リフォーム奨励事業の創設、小中学校の耐震診断実施と耐震改修、第３子の保育料軽減策実施、長内学童保育所の余裕教室改修による施設設置等は評価できるものであります。

るる申し述べましたが、私の反対討論に議員各位のご理解とご賛同を賜わりますようお願い申し上げ、討論を終わります。ご清聴を感謝いたします。

**○議長（菊地文一君）**　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。まず、認定第１号「平成17年度旧久慈市一般会計歳入歳出決算」を採決いたします。本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（菊地文一君）**　起立多数であります。よって、認定第１号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第２号「平成17年度旧久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」、認定第４号「平成17年度旧久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算」、認定第５号「平成17年度旧久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」、認定第６号「平成17年度旧久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」、認定第７号「平成17年度旧久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」、認定第９号「平成17年度旧久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算」、認定第10号「平成17年度旧久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」、認定第11号「平成17年度旧久慈市水道事業会計決算」を一括採決いたします。以上８件は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、認定第２号、認定第４号から認定第７号まで、及び認定第９号から認定第11号までの８件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第３号「平成17年度旧久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」、認定第８号「平成17年度旧久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算」を採決いたします。以上２件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（菊地文一君）**　起立多数であります。よって、認定第３号及び認定第８号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号「平成17年度山形村一般会計歳入歳出決算」を採決いたします。本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（菊地文一君）**　起立多数であります。よって、認定第12号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号「平成17年度山形村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」、認定第14号「平成17年度山形村国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算」、認定第15号「平成17年度山形村老人医療保健特別会計歳入歳出決算」、認定第16号「平成17年度山形村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算」、認定第17号「平成17年度山形村平庭高原施設事業特別会計歳入歳出決算」を一括採決いたします。以上５件は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よっ

て、認定第13号から認定第17号までの５件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第18号「平成17年度久慈市一般会計歳入歳出決算」を採決いたします。本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（菊地文一君）**　起立多数であります。よって、認定第18号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第19号「平成17年度久慈市土地取得事業特別会計歳入歳出決算」、認定第21号「平成17年度久慈市老人保健特別会計歳入歳出決算」、認定第22号「平成17年度久慈市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算」、認定第23号「平成17年度久慈市魚市場事業特別会計歳入歳出決算」、認定第24号「平成17年度久慈市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算」、認定第26号「平成17年度久慈市工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算」、認定第27号「平成17年度久慈市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算」、認定第28号「平成17年度久慈市平庭高原施設事業特別会計歳入歳出決算」、認定第29号「平成17年度久慈市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算」、認定第30号「平成17年度久慈市水道事業会計決算」を一括採決いたします。以上10件は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、認定第19号、認定第21号から認定第24号まで、及び認定第26号から認定第30号までの10件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第20号「平成17年度久慈市国民健康保険特別会計歳入歳出決算」、認定第25号「平成17年度久慈市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算」を採決いたします。以上２件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（菊地文一君）**　起立多数であります。よって、認定第20号及び認定第25号は認定することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第２　議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第９号、議案第10号、議案第13号、議案第14号**

**○議長（菊地文一君）**　日程第２でありますが、初めに議案第６号から議案第10号まで、及び議案第13号を議題といたします。以上に関し、委員長の報告を求めます。中平総務常任委員長。

〔総務常任委員長中平浩志君登壇〕

**○総務常任委員長（中平浩志君）**　本定例会において総務委員会に付託された議案第６号から議案第10号まで、議案第13号及び議案第14号の議案７件について、去る９月７日、委員会を開催し審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

最初に、議案第６号から議案第10号まで、及び議案第13号の議案６件についてご報告いたします。

まず、議案第６号「国民保護協議会条例」について申し上げます。本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定により、久慈市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、協議会の委員の定数が35人以内となっているが、委員条項に該当する人数の配分や、定数の中に会長は含まれるのかとただしたのに対し、委員については、条例制定後に委員区分条項に該当する者の中から会長が任命する、また、委員の定数は会長を含め35人以内であるとの答弁がありました。

次に、協議会は、市町村長の諮問に応じた国民の保護のための措置に関する重要事項の審議が終了後廃止されるのか、また、国民保護のための措置に関し、知識または経験を有する者とはどのような人なのかとただしたのに対し、協議会は審議終了後も、広く住民の意見を求めるための機関として設置が継続されるものであり、また、国民保護のための知識、経験を有する者とは、消防関係者を想定しているとの答弁がありました。

そのほか、県内全市町村が９月議会までに条例を制定することとして取り組んでいることの説明があり、委員会の構成や岩手県国民保護研究会等について質疑が交わされ、採決の結果、議案第６号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７号「国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」について申し上げます。

本条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のた

めの措置に関する法律第31条の規定により、久慈市国民保護対策本部及び久慈市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるもので、同法律第27条第１項において措置が義務づけられている、久慈市国民保護対策本部及び久慈市緊急対処事態対策本部の組織や、会議の運営に関する事項並びに現地対策本部に関する事項について、定めようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、この条例の国民保護現地対策本部と国民保護対策本部の定義についてと対策本部に係る経費について国・県から財政支援はあるかとただしたのに対し、国民保護対策本部は、武力攻撃等の事態が発生したときの総括的な中枢機能を備えた本部であり、現地対策本部は主にその事態が起きている現場の状況、また、その対処についての情報を本部に報告するために設置される組織であるとの説明があり、また、経費については、単独の予算で財源措置はないが、武力攻撃などの事態が発生して市民の財産を使用した場合は、国等が損失について補償をするとの答弁がありました。

次に、国民保護対策本部条例等は、戦時中のときのような国家総動員法や治安維持法にかわるような条例ではないのかとただしたのに対し、訓練等については、住民からの参加協力ということであり、あくまでも任意であって、計画に沿った行動をしない場合に罰するということはないとの答弁がありました。

そのほか、地域防災計画と国民保護計画との関係や弱者対策等について質疑が交わされ、採決の結果、議案第７号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第８号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資するため、一般職の職員を公益法人、または地方公共団体が出資している会社等への派遣について定めているものであるが、本年５月に新たに会社法が制定・施行されたことに伴い、所要の整理をしようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、会社法が変わり、会社法の中で有限会社が株式会社になったということかとただしたのに対し、会社法の制定に伴い、従前の有限会社法に基づく有限会社が、会社類型において株式会社に統合された。ただし、従前有限会社であったものは、この名称を引き続き使用することができるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第８号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第９号「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、医療機器の賃貸借等について長期継続契約を締結できるよう、所要の改正をしようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、長期契約という場合、何年ぐらいの年数か、賃貸借は市の所有物の賃貸なのか、業者から借りる物の賃借なのか、また、機種は自動体外式除細動器だけか、他の機種も考えているのかとただしたのに対し、リース契約に関する基準に従い、法定耐用年数を基準に考えており、例えば法定耐用年数が４年の場合は、リース期間を２年から５年に設定している。また、賃貸借の相手方は業者であり、予定している機種は自動体外式除細動器であるとの答弁がありました。

そのほか、今後賃貸借する台数についてや保守点検の契約内容について質疑が交わされ、採決の結果、議案第９号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「消防団設置条例及び消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、消防組織法の一部が改正となり、これまで市条例で引用しておりました消防組織法の条文番号が変更になったことから、改正後の消防組織法条文番号に整合するように改めようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、消防組織法の改正となった要点、内容についてただしたのに対し、消防を取り巻く環境の変化、人口減少時代に突入したことで、広域化による常備消防の消防体制の充実強化が図られることができるように改正となり、統一的な指揮のもとで部隊運用ができることや、初動態勢が強化できること等により、住民サ

ービスの向上とともに行財政運営の効率化を図ろうとするものであるとの答弁がありました。

次に、消防における一般団員が年々減少している状況の中、市職員の入団に対する考え方をただしたのに対し、消防団員は特別職であり、消防の職に従事する場合には、職務に専念する義務を免除されなければならないが、これについては許可することとしている。職員は、災害発生時に災害対策に当たることとなり、難しい面もあるが、自主的に加入するよう推奨しているとの答弁がありました。

そのほか、自主防災組織の取り組み状況等について質疑が交わされ、採決の結果、議案第10号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本議案は、平成18年６月14日に、消防組織法の一部を改正する法律が公布・施行されたことに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約で引用している条項に変更を生じること等に伴う規約の一部改正であり、内容は、総合事務組合が共同処理している非常勤消防団員に係る損害補償及び退職報償金に関する消防組織法の条項に変更を生じたものであり、事務処理の内容は変更がないものであること。また、岩手県市町村総合事務組合を構成している「紫波・稗貫衛生処理組合」の表記に誤りがあったことから、改正しようとするものであるとの説明がありました。

本条例については、質疑等もなく、採決の結果、議案第13号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（菊地文一君）**　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、討論の通告がありますので発言を許します。30番小野寺勝也君。

〔30番小野寺勝也君登壇〕

**○30番（小野寺勝也君）**　日本共産党久慈市議団を代表し、議案第６号「国民保護協議会条例」及び議案第７号「国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」に反対の討論をいたします。

国民保護法は、武力攻撃事態法に基づく有事関連７法の一つとして成立されたもので、アメリカ軍の先制攻撃戦争の場合でも、政府が武力攻撃予測事態と認定をすれば発動されます。さらに、国民の土地、家屋、物資の強制収用、特定区域への立入禁止、労働者の強制動員、さらには報道の規制まで盛り込んでいます。

このように、憲法で保障されている基本的人権、言論、出版、報道の自由を奪い、財産権も奪う憲法違反の法律ですが、自治体にはいつまでに制定しなければならないとか、制定しない場合の対処についての定めはございません。自治体によっては、住民を戦争動員のための自警団に組織させるので危険との判断から、総合防災計画を作成し、国民保護計画に代替させる方針を示している例もあります。

2001年９月のアメリカにおける同時多発テロから５年、テロは戦争ではなくせないことを示したのが、この間の結論だったのではないでしょうか。韓国のソウルで、今月８日から開かれた第４回アジア政党会議は、36カ国、90の政党が全会一致でソウル宣言を採択し、この宣言では、対話を通じた紛争の平和的解決の原則を再確認するとともに、異なる宗教、文明間の対話、テロの根絶、貧困の克服をうたっております。

戦時意識を住民に植えつけ、周辺国への敵対意識を高める役割よりも、戦争などの暴力を否定し、対話を進め、深める道こそ憲法擁護を標榜する当久慈市の選択すべき道であることを指摘をし、反対討論といたします。

**○議長（菊地文一君）**　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。議案第６号「国民保護協議会条例」、議案第７号「国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」、以上２件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（菊地文一君）**　起立多数であります。よって、議案第６号及び議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第９号「長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例」、議案第10号「消防団設置条

例及び消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第13号「岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。以上４件は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、議案第８号から議案第10号まで、及び議案第13号、以上４件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、皆川惣司君、石渡高雄君、下舘祥二君、及び清水崇文君の退席を求めます。

〔除斥対象者４名退席〕

**○議長（菊地文一君）**　本案に関し、委員長の報告を求めます。中平総務常任委員長。

〔総務常任委員長中平浩志君登壇〕

**○総務常任委員長（中平浩志君）**　それでは、議案第14号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、平庭高原スキー場の指定管理者に、平庭観光開発株式会社を指定しようとするものであり、また、指定期間は18年10月１日から21年３月31日までとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、指定管理者の指定基準の中に管理経費の縮減が図られるとあるが、これまでの管理経費との比較について、また、応募が１者のみであったことについての見解をただしたのに対し、これまでの管理経費と比較し約100万円程度縮減される、また、指定管理者については、公募が原則なので公募した結果、１者のみであったが、審査基準に照らし厳正な審査を行い、決定したとの答弁がありました。

次に、指定管理者制度を導入することにより、利用者のサービスを低下させないで経費を節減できると指定管理の有利性について説明してきているが、指定管理することにより、雇用された人の給与がこれまで以上の引き下げや労働密度が高くなるのではないか、また、利用者の安全問題についてただしたのに対し、安全問題については、特殊索道係員等について詳細な規程等があり安全が確保され、また、賃金に関しては、平庭観光開発株式会社が周辺施設を一体的に管理することにより、人的・物的な有効活用により、節減が可能になると考えているとの答弁がありました。

そのほか、平庭観光開発株式会社の所有株等について質疑が交わされ、採決の結果、議案第14号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（菊地文一君）**　ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。９番二橋修君。

**○９番（二橋修君）**　ただいまの委員長報告の中にもございましたが、管理費用が前年比100万円ぐらいの削減をするということの報告をいただきました。また、安全問題等は索道に限ってのようなご答弁でしたが、その契約内容について数点お尋ねいたします。

この委託の問題は、期間が３年間と限定されているわけですが、この３年間の部分、１年目、２年目、３年目の収支をどのように試算したものなのかお伺いするわけであります。

索道の安全の部分については、まさに人的配置をしっかりやっていけば索道部分的には確保できると思うんですが、私は削減したことによって安全面、端的にいいますと、例えばスキー場の圧雪の問題ですね。経費を削減することによって、圧雪車が１回しか山を圧雪しない、本来であれば２回、３回やらなければならないところを経費を削減するといって１回しか圧雪できない。１回圧雪すると何千、何万円と燃料費がかかるわけです。そういう部分を勘案しましても、こういう削減で安全な管理ができるのか甚だ疑問でありますが、このようなことについてもう一度ご答弁をいただきたいと思います。

また、10月１日からの契約ということの報告ですが、10月１日にいわゆる索道法の改正が行われるそうです。新しい索道法の中には、これまでのリフト運転責任者、いわゆる索道主任というのが常時置かれていたんですが、そのほかにスキー場全体の管理者、いわゆる統括責任者という者を置くことが義務づけられているというような新法だそうであります。こういう責任者なりを配置して、一人の方に仕事量がふえていかないような適正な人員配置が必要だと私は思うんですが、この部分については、法改正を見込んだ上での契約なのかどうかお尋ねをいたします。

次に、このように法の改正、また経済の情勢の変化、さらには索道施設の保守整備、大きいものは管理機器ですね、圧雪車とかスノーモービルとかそういう部分の整備等ということが、故障が起きると非常に大きい修理費が必要なわけです。私は２年間勤めて随分痛い経験をしておりますが、こういう部分はかなり管理の運営状態が非常に厳しくなっていくものと思います。こういうことが生じた場合、大きい変化があった場合、指定管理の委託の内容、中身を必要に応じて協議しながら変更できるものであるのかないのか、その点をお伺いいたします。

最後に、委託の内容は、管理を行わせるとあるんですが、例えば、これまでやってきた販売促進といいますか、利用促進、ＰＲ、いわゆるそういう部分、ポスターなり新聞なりいろんなイベントとかそういう部分の事業、この部分はどこでどのように行われるのか。

この４点についてお尋ねをいたします。

**○議長（菊地文一君）**　角山形総合支所長。

**○山形総合支所長（角一志君）**　まず経費、100万円程度の経費削減になるということでございます。これまで指定管理者でなくやってきた場合、大体収入の分を経費から引いて今回、指定管理者に費用として任せるということになります。

それで、いろいろな施設があるわけでございますが、それらの有機的活用と、それからいろいろな人件費の削減ではなくて、それに係る経費を積算して節減ができるというような方法でいただいているところでございます。また、平成18年10月１日から輸送事業の安全性向上のための鉄道事業法の一部改正があるということでございますが、これはまさに安全総括管理者の選任ということでありまして、鉄道事業法は、索道の各事業者においては安全総括管理者等を選任することになるが、安全総括管理者の要件として、事業運営上の安全を確保することがその職務であり、実務が増加するものでない等から新たな雇用を伴うものでないことから、指定管理費の増額は考えていないところでありますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

また、修繕費につきましては、通常の破損といいますかガラスとかそういうふうな経費につきまして、指定管理費に盛り込まれておりますが、圧雪車等の大きな修繕につきましては、これは市の方で行うというような経費の定めになっております。

それから、広告等につきましても、指定管理者にも若干ありますが、双方でその利用を図るために協力しながら行っていくという考え方で進めているところでございます。

あと、費用につきまして、変更ができないものかというようなことでございますが、これは気象上の大きな災害等でどうしても運営できないという場合等につきましては、これは協議して定めることになっておりますのでご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　９番二橋修君。

**○９番（二橋修君）**　大体わかりましたが、いわゆる仕事の量がふえたかふえないとか、この鉄道事業法ですか、私もちょっとあれですが索道法の責任者の場合ですが、現場で働いている人たちはいわゆる兼務、索道主任をやったりそういうような名前がつくので、すごく自分の仕事がふえてプレッシャーになるのではないかという相談を受けたものですから今代弁したわけですが、この収支の場合、ご存じのとおり、アクセスのいい大スキー場でも年々利用客、入り込み数が減っているわけです。

そういう部分において、１年目と２年目の収支、これは大ざっぱに計算していると思うんですが、その辺も少し考慮していただければと思っております。新聞、雑誌等のスキーの本なんかによりましても、これから五、六年はスキー人口がどっとふえることはほとんどの方が予想していないわけでありますから、その辺をお願いしたいと思います。

また、管理機器に大きい損害が出た場合は、行政の方でやるということなんですが、その辺の線引きをひとつ管理する方と話し合いしながら、どの部分までとそういう明確なことを決めておいていただいて、安全でお客様にサービスを提供できるような管理委託にしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

**○議長（菊地文一君）**　野田口山形総合支所次長。

**○山形総合支所次長（野田口茂君）**　お尋ねありました件でございますが、安全確保上負担となるのではないかというお話もございましたが、今回、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等を一部改正する法律の中では、安全を確保する立場の職員を明確にしたという部分がございます。確かにそれは責任者になるということで、負担感は出るものではあろうかと思います

が、その安全確保については従来も行われてきたものを、その立場上の者がきちんと管理をしていくということから、安全統括管理者ができたところであるようでございます。これにつきましては、10月１日からということでございますが、これには対応できる状況ということで伺っております。

それから、利用者の変動で収支のというお話がございました。一番多いころであれば４万を超える人が利用している状況のところがございましたが、近年は大体１万6,000、１万7,000ぐらいのところで推移しているところでございまして、昨年で申し上げますと１万6,523人の方が利用者でございます。利用料は1,576万2,600円というのが昨年度の実績でございますが、16年に比して96.52%でございます。おおむねこのところの推移をもって、今年度は途中10月１日ということで1,200万ということですが、通年であれば1,400万ということで今回お願いしているところでございますが、それらの部分の中で収支をとっていただくということで、1,200万なり1,400万の部分がいわゆる収支の差額の部分を補てんするということになります。

それから、先ほど支所長の方からも申し上げてありますように、気候の変動等大きなもの、それから経済上の大きな変動があった場合においては、両者が協議するということでございますので、その辺については、一方的に受託者である平庭観光開発株式会社のみが負担を負うということのないような進め方をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、管理機器につきましては、通常の管理等整備、それから小修繕については受託者がやるということになりますが、通年の保守点検にかかわる、車検みたいなものですが、そういうような管理点検、更新、それから大きな修繕については市が行うということにしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第14号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。退席した方の入場を許します。

〔除斥対象者４名着席〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第３　議案第11号、議案第12号**

**○議長（菊地文一君）**　日程第３、議案第11号及び議案第12号、以上２件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。堀崎教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長堀崎松男君登壇〕

**○教育民生常任委員長（堀崎松男君）**　本定例会において、教育民生委員会に付託されました議案２件について、去る９月７日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要と結果をご報告いたします。

議案第11号「手数料条例の一部を改正する条例」についてでありますが、本案は、住民基本台帳法の一部改正を受け、手数料条例の一部を改正し、所要の整備をしようとするものであります。

当局から、住民基本台帳法の一部改正の背景について、情報通信技術の著しい発展など社会経済情勢の変化と、それに伴う個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の閲覧制度が見直しされたものとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、住民基本台帳法の改正内容についてただしたのに対し、今回の改正は、住民基本台帳の閲覧について、閲覧者の限定と閲覧の手続が明確化されたもので、これまで「何人でも閲覧できる」とされていたものを、国または地方公共団体の機関が閲覧する場合、個人または法人が統計調査や調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの、及び社会福祉協議会等の公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの等に限定されたものである。また、手続については、閲覧の利用目的、知り得た情報の管理方法、調査研究の成果の取り扱い、閲覧した事項を取り扱える者の範囲の明確化、目的外利用の禁止などを定めたものであるとの答弁がありました。

そのほか、住民基本台帳の閲覧手数料と選挙人名簿の閲覧の関係、住民基本台帳データの管理及び保護対策等々について質疑が交わされたところでありますが、採決の結果、議案第11号は全員異議なく原案のとおり

可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてでありますが、本案は、国民健康保険被保険者の出産に関し給付を行っている出産育児一時金の額を、健康保険法の改正に合わせてこれまでの30万円から35万円に改正しようとするものであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、出産育児一時金の改正に係る基本的な考え方と受領委任払い制度についてただしたのに対し、最近の分娩費の状況や少子化対策の流れを受け、改正しようとするものである。また、久慈市の出産費用の平均は約32万円である。受領委任払い制度については、市内の医療機関及び県内のすべての県立病院で実施しているとの答弁がありました。

次に、不幸にして死産の場合等の取り扱いについてただしたのに対し、支給の対象は、妊娠４カ月以上の出産であり、死産でも支給される。また、双子の出産の場合は２人分支給されるとの答弁がありました。

そのほか、県内他市及び社会保険の出産育児一時金の支給額、国保税滞納者の出産の場合の支給について、出生数の動向等々について質疑が交わされたところでありますが、採決の結果、議案第12号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（菊地文一君）**　ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。34番濱欠明宏君。

**○34番（濱欠明宏君）**　議案第12号についてお聞かせを願いたいわけですが、委員長報告ではいろいろ質疑された内容があったわけですけれども、施行期日が10月１日ということであります。市長は「等しからざる憂える」という政治信念を持っておりますけれども、４月２日から18年度の子供たち、同級生ですね、４月２日から、例えば３月末まで一つの学年で暮らすわけですけれども、片や30万、片や35万というふうな状況、あるいは３月６日に新市が合併したというふうなことを思うと、例えば期日のさかのぼり施行について委員会では質疑があったかどうかというのを委員長にお聞かせ願いたいし、もしなければ、さかのぼり施行ができなかったのかどうか、これについてお聞かせを願いたいと思います。

**○議長（菊地文一君）**　堀崎常任委員長。

**○教育民生常任委員長（堀崎松男君）**　さかのぼり施行までには質疑なかったと思いましたけれども……。

**○議長（菊地文一君）**　なかったと思うだけではだめです。ありませんでしたか。

〔堀崎教育民生常任委員長「なかったです」と呼ぶ〕

**○議長（菊地文一君）**　なかったという答弁であります。当局の方で、岩泉市民生活部長。

**○市民生活部長（岩泉敏明君）**　さかのぼりの件でございますが、これにつきましては、健康保険法の中で定めておりまして、健康保険法において30万、35万というふうな規定はあって、それで、この条例においては金額を定めなさいというふうに施行規則の中でなってございます。したがいまして、この適用の部分につきましても、18年10月１日ということで当方では考えておりますが、さかのぼってのことは当方では考えてございません。

**○議長（菊地文一君）**　34番濱欠明宏君。

**○34番（濱欠明宏君）**　考えていないという話ですけれども、検討したのかどうかという。つまり、法の改正によって少子化ストップという思いを込めて35万円にする、私はいいことだと思っているんです、そういった意味において、例えば、新市の独自性というふうなことを加味して同級生同士、学年で私は物を考えるものだから、この４月２日からの子供たちが一緒のような環境の中で新市を育てていってもらおうという願いを込めて、さかのぼりをするという市の独自性というのが議論されなかったのかどうかということを私は聞いているんです。それについて答弁願いたいと思います。

**○議長（菊地文一君）**　岩泉市民生活部長。

**○市民生活部長（岩泉敏明君）**　さかのぼりの件については、課内では実施したところでありますが、対象者、今回は49名と見ておりますけれども、所要の額をもしやった場合においては、100人程度が対象になるといったことからいきますと、100人掛ける５万円ふえますので500万というふうになるわけでございます。その500万の捻出というのがかなり我々としては厳しいのかなという判断で、今回10月１日以降の改正ということにしたところであります。

**○議長（菊地文一君）**　34番濱欠明宏君。

**○34番（濱欠明宏君）**　これは今の答弁は、私は整合

性に欠けると思う。つまり、18年度は10月１日からだけれども、これからずっと始まるわけですよ。そうすると、19年度も100人程度見込まれるとすれば、次年度からは500万の所要額が見込まれるんだという予算措置になってくる。施行の年に限って半分しか財源がないということになれば、19年度、20年度をどうするんだということになるわけですよ。

だから、私は、今これについて反対ではないんですよ、賛成もちろんしますけれども、ただ、やはり新市の少子化ということに寄せる気持ちを、さかのぼってもやっていこうという議論をやはり課内でしていただきながら財政措置を、今年はなかなか厳しいけれども来年からは何とか措置していくんだとか、そういうふうな思いがあった方が、こういうすばらしい条例ですから、自信を持って逆にさかのぼって施行するぐらいの条例にしてほしかったという思いを込めて、その財源措置について来年以降の考え方と今年の整合性について答弁願いたいと思います。

**○議長（菊地文一君）**　岩泉市民生活部長。

**○市民生活部長（岩泉敏明君）**　先ほども申し上げたわけでありますが、やはりこれは市の一般会計の方の影響も出てきます。つまり、一般会計の方で３分の２を持たなければならないというところがありまして、そちらの方にも影響が出てくるわけであります。そういったことから、今回は10月１日以降の施行ということで考えたところであります。いずれそういったことについては、前向きな検討は今後もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第11号「手数料条例の一部を改正する条例」、議案第12号「国民健康保険条例の一部を改正する条例」、以上２件については委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、議案第11号及び議案第12号の以上２件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は３時15分といたします。

**午後３時00分　　休憩**

―――――――――――――――――――――――

**午後３時15分　　再開**

**○議長（菊地文一君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第４　議案第１号**

**○議長（菊地文一君）**　日程第４、議案第１号「平成18年度久慈市一般会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

議案の審議方法についてお諮りいたします。第１条歳入歳出予算の補正については、歳入歳出ともそれぞれ款ごとに説明を受け、審議を行うことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第１条歳入歳出予算の補正、歳入９款地方交付税、説明を求めます。末崎総務企画部長。

**○総務企画部長（末崎順一君）**　それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

12ページになります。

９款地方交付税、１項地方交付税でありますが、１目地方交付税に普通交付税6,476万8,000円を計上いたしました。なお、本市の平成18年度普通交付税額につきましては、去る７月25日、63億233万6,000円に決定されたところでありますが、17年度と比較いたしますと１億1,720万9,000円、1.9％の増となっております。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、13款国庫支出金、説明を求めます。末崎総務企画部長。

**○総務企画部長（末崎順一君）**　13款国庫支出金、２項国庫補助金でありますが、２目民生費補助金は、補助金の内定見込みにより、障害者地域生活推進事業264万2,000円の増ほか１件の増、合わせて285万2,000円の増、６目教育費補助金は、補助率の改正等に伴い

学校施設整備事業3,012万5,000円の増、国庫補助金は合わせて3,297万7,000円を計上いたしました。

３項委託金でありますが、１目総務費委託金は、自衛官募集事務６万2,000円の増、２目民生費委託金は、国民年金事務132万3,000円の増、委託金は合わせて138万5,000円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、14款県支出金、説明を求めます。末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　14款県支出金、２項県補助金でありますが、補助金の内定見込みにより、２目民生費補助金は、障害者地域生活推進事業119万8,000円の増ほか２件の増、合わせて1,096万4,000円の増、５目農林水産業費補助金は、中山間地域等直接支払推進事業９万円の増、７目商工費補助金は、賑わいのまちづくり戦略プラン研究事業173万円の増、県補助金は合わせて1,278万4,000円を計上いたしました。

３項委託金でありますが、１目総務費委託金に土地利用規制等対策費５万4,000円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。31番城内仲悦君。

**○31番（城内仲悦君）**　高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業の補助増ですけれども、これは足りない分を追加しようとするのか、この補正予算を組めば一定程度の余裕が出るという予算の組み方なのかが第１点。それから、この予算の補正によって、予算の補正額は何戸分の予算計上なのか、予定なのかお聞かせください。２点。

**○議長（菊地文一君）**　佐々木健康福祉部長。

**○健康福祉部長（佐々木信蔵君）**　今回の補正の額でございますが、当初要望していた額は、一部内示でそれについて予算計上していたところでございます。今回は追加で内示があったところであり、それについて今回補正に計上したところでございます。

それから、件数でございますが、これでおよそ18件相当分になります。18件、60万を限度として３分の２を助成するということですが、それでいきますと、約60万でいきますと18件相当分になります。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　31番城内仲悦君。

**○31番（城内仲悦君）**　そうしますと、結局、今要望がかなりふえてきているんです。そういった中で、これは当初予定していた分がちゃんと出てきた分の補正だという答弁でございますから、そうすると今後において、さらに増戸なり要望が出てきたときには、当然12月に向けてのそういう動きも出てくるというふうにとらえてよろしいでしょうか。

**○議長（菊地文一君）**　佐々木健康福祉部長。

**○健康福祉部長（佐々木信蔵君）**　現在の決定といいますか、申請の状況でございますが、確定している件数は５件でございます。したがって五六、300万ぐらいでございますが、前年度は19件でございましたので、現在問い合わせがあるのがあと５件ございます。したがって、今のところ10件ぐらいではないのかということで、この中で間に合うというふうに見ております。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、17款繰入金、説明を求めます。末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　17款繰入金、１項基金繰入金でありますが、５目ふるさと活性化創造基金繰入金に、歳出補正予算に関連し、公民館類似施設の建設補助金の財源として400万円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、18款繰越金、説明を求めます。末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　14ページになります。

18款繰越金、１項繰越金でありますが、１目繰越金に、前年度繰越金3,956万1,000円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、19款諸収入、説明を求めます。末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　19款諸収入、４項雑

入でありますが、４目雑入に、身体障害者地域生活支援事業収入67万9,000円の増ほか３件の増、合わせて1,217万円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、20款市債、説明を求めます。末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　20款市債、１項市債でありますが、歳出補正予算に関連し、３目商工債は、街なか再生推進事業債4,140万円の減、６目教育債は、義務教育施設整備事業債7,810万円の増、９目民生債は、学童保育施設整備事業債1,550万円の増、市債は合わせて5,220万円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。10番戸﨑武文君。

**○10番（戸﨑武文君）**　市債の街なか再生推進事業債の4,140万の減となった根拠といいますか、６月のときには読めなかったのか、今になって減になるということは、街なか再生に盛んに力を入れている中で減になった理由は何でしょうか。

以上。

**○議長（菊地文一君）**　卯道産業振興部長。

**○産業振興部長（卯道勝志君）**　街なか再生事業の起債額の減の関係のご質問にお答えをしたいと思います。

この事業につきましては、今年の事業は予定地の用地の取得、補償費、それから設計等になっているわけでございますが、当初、敷地につきましては、久慈市が一括購入をし、その後まちづくり会社に1,000平方メートルを譲渡するというふうな基本的な協議の中で進めてまいったわけでございますが、予算計上後におきまして、それぞれの事業主体で用地を取得するというふうな協議が調ったところでございます。

具体に申し上げますと、まちづくり会社が1,000平方メートル、5,520万で直接用地を取得するというふうなことになったことに伴い、これを減額するものでございまして、事業の内容等に変更があるものではございません。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　10番戸﨑武文君。

**○10番（戸﨑武文君）**　その会社とのいわゆる当初予算を策定する中で話し合いがなされなかったのか、どうもそこら辺について、言葉は悪いんですが当初予算の組み方の中にずさんさというか、そういうふうなものが感じられるんだけれども、そういうようなところを、関係の団体なり機関なりで、やっぱりきちんと詰めて予算を計上すべきではないかなと思うんですよ。３カ月たってこういうようなことになったからといえば、そこはわかるんですけれども、やっぱりもう少しきちんと詰めてから予算計上をすべきではなかったかなというふうに私は感じますが、いかがですか。

**○議長（菊地文一君）**　卯道産業振興部長。

**○産業振興部長（卯道勝志君）**　事業の進行の中で、いろいろ協議を進めながら行っているものでございます。この関係について、用地の取得については一たん市が取得して、その後に譲渡というふうな基本的な方針で来たものを、その後検討いたしました結果、不動産取得税等が二重にかかるという問題等が生じますので、そういった中で協議をし、変更したものでございますのでご了承をお願い申し上げます。

**○議長（菊地文一君）**　37番大上精一君。

**○37番（大上精一君）**　14ページの市債の中の６目、９目についてのご説明をお願いします。

**○議長（菊地文一君）**　大湊教育次長。

**○教育次長（大湊清信君）**　６目教育債の方に関しましての内容でございますが、２項目ございまして、歳出の方でご審議いただくことになるかと思いますが、長内小学校用地取得費関連の起債、それからもう一つは、学校耐震補強工事分の起債のこれは減分でございますが、合わせて7,810万円の計上ということになります。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　佐々木健康福祉部長。

**○健康福祉部長（佐々木信蔵君）**　民生債の児童福祉費1,550万、学童保育施設整備事業債でありますが、歳出において学童保育施設整備事業費を計上しております。2,400万ほどでございます。これの財源である地方債1,550万でございます。これは、歳出においては湊の学童保育クラブの整備でございます。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、歳出補正予算、給与費明細書及び２款総務費、

説明を求めます。末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　28ページになります。

補正予算給与費明細書、特別職になりますが、表の一番下の比較欄でご説明申し上げます。

職員数は、都市計画マスタープラン策定委員が10人の増、地域おさらい教室指導員が３人の減、差し引き７人の増でありますが、報酬は37万1,000円の減となります。

それでは、前に戻っていただきまして、16ページになります。

２款総務費、１項総務管理費でありますが、１目一般管理費は、臨時職員の災害補償に係る産休、病休代替等臨時職員賃金及び共済費9,000円の増、５目財産管理費は、財産評価委員会の開催回数の増見込みにより、財産評価委員会委員報酬４万9,000円の増ほか１件の増、合わせて6,385万9,000円を計上。６目企画費は、土地利用対策経費５万4,000円の増ほか１件の減、１件の増、合わせて６万9,000円を計上。９目諸費は、自衛官募集事務経費７万7,000円の増ほか２件の増、１件の組みかえ、合わせて785万5,000円を計上。総務管理費は、合わせて7,179万2,000円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。６番小倉建一君。

**○６番（小倉建一君）**　諸費の地上デジタル放送対策事業についてでありますが、ほとんどが委託料かと思っておりますが、この内容についてお伺いいたします。

**○議長（菊地文一君）**　末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　この事業費は、2011年のテレビ放送デジタル化に伴いまして、ＮＨＫとその他県内の民放各社で共同で市内半崎地区に中継基地を建設することとしているところでございますが、この中継局の建設によりまして、市として支援をしていくこととしておりますが、補正予算には測量調査設計業務委託料等を計上したものであります。もう少し詳しく申し上げますと、道路測量調査業務委託料が729万円、用地交渉打ち合わせ等の事務費等が８万8,000円、合わせて737万8,000円となってございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、３款民生費、説明を求めます。末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　３款民生費、１項社会福祉費でありますが、１目社会福祉総務費は、身体障害者に係る相談支援体制の強化を図る身体障害者地域生活支援事業費158万円の増、議案第12号にかかわり、国民健康保険加入者の出産育児一時金が30万円から35万円に引き上げられたことに伴い、国保特別会計事業勘定繰出金163万4,000円の増ほか１件の増、合わせて2,619万2,000円を計上。２目老人福祉費は、老人保健医療給付事務費42万円の増ほか１件の増、合わせて302万円を計上。３目国民年金費は、国民年金事務費132万3,000円を計上。社会福祉費は合わせて3,053万5,000円を計上いたしました。

18ページになります。

２項児童福祉費でありますが、１目児童福祉総務費は、久慈湊学童保育所を改築整備する学童保育施設整備事業費2,404万6,000円を計上。２目児童福祉運営費は、民間保育所職員産休等代替委託料142万6,000円の減ほか２件の増、合わせて64万4,000円を計上。３目児童福祉施設費は、来内保育園改築整備に係る保育施設整備事業費50万6,000円の増ほか１件の増、合わせて59万5,000円を計上。児童福祉費は、合わせて2,528万5,000円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。20番田表永七君。

**○20番（田表永七君）**　それでは、19ページの上の方、学童保育に関して質問いたします。

先ほど、歳入でもやりとりがあったところですが、整備の概要等、供用開始時期についてお伺いいたします。

**○議長（菊地文一君）**　佐々木健康福祉部長。

**○健康福祉部長（佐々木信蔵君）**　現在、これから設計をするということになるわけでございますが、約100平方メートルぐらいと考えております。あと、設計に手をつけるということで、時期は予算が通ってからということですが、完成は来年の３月末までには、いずれ４月１日のオープンに間に合わせたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　10番戸﨑武文君。

**○10番（戸﨑武文君）**　17ページの障害者自立支援事業費ということで、2,297万8,000円ということの予算

補正が計上されているわけですが、この支援の内容の主なもの、こういったようなものに支援するためにこれぐらいの金額になるよという内容を説明してください。

**○議長（菊地文一君）**　佐々木健康福祉部長。

**○健康福祉部長（佐々木信蔵君）**　ただいまのご質問にお答えします。

10月から障害者自立支援法に移行になるわけでございますが、例えば身体障害者地域生活支援事業費でございますが、身体障害者の方に対しての相談専門員への指導、助言等あるいは専門的な相談、支援等を要する困難者等に対する事業を展開するものでございます。それから、障害者自立支援事業費の2,297万8,000円でございますが、これは同じく知的障害者と精神障害者に係る部分でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、６款農林水産業費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

**○総務企画部長（末崎順一君）**　６款農林水産業費、１項農業費でありますが、２目農業総務費は、来内地区集落センター水道負担金６万3,000円を計上。３目農業振興費は、中山間地域等直接支払推進事業費９万円の増ほか１件の増、合わせて169万7,000円を計上。農業費は合わせて176万円を計上いたしました。

３項水産業費でありますが、１目水産業総務費は、漁業集落排水事業特別会計繰出金78万1,000円を計上。３目漁港管理費は、横沼漁港の臨港道路のり面補修に係る漁港維持管理費130万円を計上。４目漁港建設費は、漁港整備事業費250万円を計上。水産業費は、合わせて458万1,000円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。20番田表永七君。

**○20番（田表永七君）**　１点お伺いします。

19ページの農業振興費、交流促進センター設備改修事業費、これは、べっぴんの湯のことなわけですが、事業内容。さきの議会で、露天ぶろが非常に不評であるという意見も幾つか出ていたわけですが、それの拡張費ではないのかなと思ったりして期待をして質問いたしています。

**○議長（菊地文一君）**　中森農林水産部長。

**○農林水産部長（中森健二君）**　160万7,000円の補正増額でございますけれども、その内容は、交流センターべっぴんの湯の気泡ぶろのブロワーの交換２台分でございまして、露天ぶろとは違いますのでご了承いただきたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　37番大上精一君。

**○37番（大上精一君）**　農業費の２目でお伺いしますが、私の想像でございますので、この説明欄では来内地区の集落センター水道負担金、先ほどもありましたが、児童福祉施設費でも保育園の負担金あるいはこれから教育費でも小学校の水道の負担金というのが出てくるようでございますが、これは春からお願いしておりました来内水道組合の国道の上からの工事に対する負担金かなというふうに想像しているわけでありますが、そのとおりなのかどうか。あわせて、今その水道事業についてはどういう状況にあるのかお知らせをいただきたいと思います。

**○議長（菊地文一君）**　野田口山形総合支所次長。

**○山形総合支所次長（野田口茂君）**　ただいまご質問ございました来内地区集落センター水道負担金は、お尋ねのとおり、来内地区におきまして取水池を変更する工事費を伴うものの今年度の負担金の増額分でございます。

**○議長（菊地文一君）**　岩泉市民生活部長。

**○市民生活部長（岩泉敏明君）**　来内地区の水道組合の今の状況でございますが、組合の方からは申請書が出されまして、今取り組んでいるわけでありますが、ただ、若干水が国道の上の方から取ることによって、急になるというふうな状況等をただいま検討をしてございます。いずれそういったこと等の問題が若干あるようでございますので、水道事業所等とも協議しながら、それからあと、事業者との協議もしながら今進めている段階でございます。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　37番大上精一君。

**○37番（大上精一君）**　国道の上から引くと、観光地の中でございましていろいろ制約があろうかと思いますし、それの件についてはるるご努力をいただいているのかなというふうに思っているわけでありますが、この急になるというのが勾配が急になるという受け方でよろしいのでしょうか。もちろん山がだんだん高く

なるわけでありますから急になるのは確かなわけでありまして、それによって水圧がよくて、非常にいい水が出てくるのではないかなと思うんですが、ここら辺についてお知らせ願います。

**○議長（菊地文一君）**　岩泉市民生活部長。

**○市民生活部長（岩泉敏明君）**　水道の管の敷設ということになるわけですが、要するに県立自然公園とかあるいは道路を通るための許可等は受けてございます。それはもう済みました。それで今、水の流れの件でありますが、水圧がかかり過ぎる、したがって、途中に何らかの措置をしなければならないのではないかということは、今検討しているところでございます。いずれ先ほど申し上げましたとおり、今後十分に進めていきたいというふうに考えております。

**○議長（菊地文一君）**　37番大上精一君。

**○37番（大上精一君）**　大変ご配慮ありがとうございます。簡単に申し上げますが、実は皆さんご承知のとおり、あと１カ月もするかしないうちに雪が降る場所でございますので、工事される方も大変だろうと思いますし、地区住民も雪の降る前の完了を願っておりますので、よろしくご努力をお願いを申し上げます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、７款商工費、説明を求めます．末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　20ページになります。

７款商工費、１項商工費でありますが、２目商工業振興費は、商工振興事務費30万5,000円の増ほか６件の増、１件の減、合わせて3,577万9,000円の減額を計上。３目観光費は、観光事務費444万円の減ほか１件の増、１件の減、合わせて511万1,000円の減額を計上。商工費は合わせて4,089万円の減額を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。14番小柳議員。

**○14番（小柳正人君）**　それでは１点、賑わいのまちづくり戦略プラン研究事業費補助金、これに関係いたしまして、実は８月の末ごろありました、まちづくり懇談会におきまして、このまちづくり戦略プランを一生懸命研究する戦略プラン小委員会というのを今度立ち上げるということで、各商店会から２名ずつで小委員会をつくるということですけれども、それがもうできて、お祭り前には第１回の会合を開くよというような計画であるということでしたけれども、それがスムーズにいっているかということが一つ。

それから、この戦略プラン小委員会で議論されるであろう高質空間形成施設整備の方ですけれども、代表質問等々、一般質問のとき、多分予算が１億ちょっとだということだったんです。それで、この11商店街から今までも、例えばコミュニティセンターの設置だとかポケットパークの設置等々いろいろな要望が出ているわけですけれども、１億何がしかで果たして――できることが少ないと思うんです。

そうした場合、ある程度いろんな要望を出してくださいと言われるのはいいんですけれども、ある程度上限というんですか、一つの事業において、大体このぐらいの予算内でできることを考えてくれないかとかいうような当局からの指導があった方が、単なる絵にかいたもちみたいなプランを何ぼ投げかけても不可能であるのではないかなと、そのように思っておりますけれども、この２点お答えください。

**○議長（菊地文一君）**　卯道産業振興部長。

**○産業振興部長（卯道勝志君）**　賑わいのまちづくり戦略プランの関係についてお答えを申し上げたいと思います。

これにつきましては、小委員会につきましては、11商店会２名の推薦をいただきまして、９月12日に第１回のワークショップを開催いたしているところでございます。

それから、２点目の高質空間整備事業の関係でございますが、これにつきましては、11商店街の統一的なサインというものが欲しいなというふうなことが一つと、それから、それぞれの商店街の特徴を生かしたそういったものについて提言をお願いしたいということで、具体的に各商店会に入り、ご説明を申し上げ、ご意見をいただいたところでございますが、その要望内容というものは、私どもが想定しているものを超える、コミュニティの施設をつくってくれとか、そういった内容のものでございました。

今回、街なか再生の中心市街地の活性化の、そういったものについて提案をお願いしているものでございまして、多少その辺のところの理解度に温度差がございましたので、まちづくり懇談会の中で改めてご説明を申し上げ、この小委員会、ワークショップを立ち上

げて具体に検討していくということでございますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

**○議長（菊地文一君）**　14番小柳正人君。

**○14番（小柳正人君）**　中心市街地活性化協議会の準備会のときも、私は、メンバーはどういう方ですかとお聞きしたんです。それで、一応資料はいただきました。今回も戦略プラン小委員会、それなりのメンバーがそろったということですけれども、一番言いたいのは、女性の意見を反映するための女性のメンバーが非常に少ないわけですね。準備会も十五、六人のうちにたしか１人しか入っていらっしゃらなかったと思うんです。

だから、やはり女性の感覚というんですか、女性から見たまちづくりという視点がやっぱり必要ではないかと以前から思っているんですけれども、そういう面に対する当局の考え、要するに積極的に女性を登用してやっていこうという考えはないのかどうかお聞きいたします。

**○議長（菊地文一君）**　卯道産業振興部長。

**○産業振興部長（卯道勝志君）**　今回の街なか再生につきましては、市民各界各層の多様な意見の反映が必要というふうに考えているところでございます。これにつきましては、スタートしたばかりでございますので、ただいまの意見を伺いながら、協議しながら進めてまいりたいとこのように考えております。

**○議長（菊地文一君）**　６番小倉建一君。

**○６番（小倉建一君）**　地場産業の振興につきましては、久慈市の重要課題と皆さん思っているところでございますが、この岩手県産業貿易振興協会負担金が今回計上になっておりますが、これはこれまでも負担してきたものかどうかをお伺いしますし、また、久慈市から海外に輸出されている製品がありましたらご紹介願いたいと思います。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　卯道産業振興部長。

**○産業振興部長（卯道勝志君）**　岩手県産業貿易振興協会の負担金８万9,000円の関係のご質問でございますが、これは合併に伴いまして、それぞれ合併した市町村の合算額で負担するというものでございまして、旧山形分の負担分を今回計上いたしたものでございます。

それから、海外の関係でございますが、これにつきましては、振興協会の方から市内の事業者に説明会等を開催をしていただきまして、一部企業が検討に入っているというものがございます。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　６番小倉建一君。

**○６番（小倉建一君）**　海外にはまだ地場産業の製品は輸出されていないということでよろしいでしょうか。

**○議長（菊地文一君）**　卯道産業振興部長。

**○産業振興部長（卯道勝志君）**　海外に輸出等されているものは、水産品等があるわけでございますが、ここの部分を経由していないという部分がございます。これにつきましては、地域の特産品等につきまして検討しているところでございますので、その内容が多少違うという部分がございますが、ただいま検討中のものがあるということでございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、８款土木費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

**○総務企画部長（末崎順一君）**　８款土木費、１項土木管理費でありますが、１目土木総務費に、岩手県道路利用者会議負担金１万6,000円の増ほか３件の増、合わせて41万2,000円を計上いたしました。

２項道路橋梁費でありますが、１目道路橋梁総務費は、報告第１号に関連し、道路の管理に関する事故の損害賠償額30万9,000円を計上。２目道路維持費は、市道の路面損傷復旧に係る道路維持補修経費200万円の増ほか１件の減、１件の組みかえ、合わせて199万2,000円を計上。道路橋梁費は合わせて230万1,000円を計上いたしました。

22ページになります。

５項都市計画費でありますが、１目都市計画総務費は、都市計画マスタープラン策定委員報酬６万円の増ほか２件の増、合わせて106万5,000円を計上。２目街路事業費は組みかえを計上。３目公共下水道費は、公共下水道事業特別会計繰出金５万円の減額を計上。都市計画費は、合わせて101万5,000円を計上いたしました。６項住宅費でありますが、１目住宅管理費に、住宅維持管理費500万円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。12番播磨忠一君。

**○12番（播磨忠一君）**　それでは、道路整備促進市民

大会にかかわって２点お伺いいたしますが、第１点は、久慈広域の女性団体の会員が約120人参加して、久慈地域みちづくり女性の会が設立されたということが新聞に報道されておるわけでございますが、その内容といたしまして、女性の視点から生活を支える道づくりについての提言、また、このほか、道路整備促進期成同盟会が行う要望活動等にも参加するということになっておるわけでございます。

そして、さらに同女性会は久慈広域４市町村の女性で組織する団体で構成され、会員は27団体で7,137人、ほぼ女性で全体が網羅されているという報道がされておるわけでございますが、これまで道路整備とかそういうものにつきましては、行政が中心になって商工会議所とかあるいは建設業協会等と一緒に運動してきたわけでございますが、これはこれとして非常に大切だし、今後も続けていかなければならないと思うわけでございます。ただ、こういう大会を実施する場合には、市民の立場からこのような会が結成されたということは、私は今後の運動展開に非常にいいのではないかなと思っているわけでございます。

そこで、お伺いいたしますが、市としてはこのみちづくり女性の会にどのような支援をし、どのような連携をしていくのかお伺いいたします。

それから、２点目といたしましては、この整備促進大会の補助金が30万円ついているわけでございますが、これはどこが実施団体で、いつごろどのような規模で開催するのかについてお伺いいたします。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　嵯峨建設部長。

**○建設部長（嵯峨喜代志君）**　北リアスみちづくり女性の会でございますが、これまでも行政主導型で各種方面に要請、要望や活動をしてまいりましたが、何といってもやはり民間主導型と申しますか、民間の方々の盛り上がりが一番大事であると、そのように判断しているわけでございまして、特にも女性の視点からの要望というのは、国・県の方々にかなり意見を述べて理解を得られる機会が多いというふうにとらえてございます。

今後とも道路整備住民大会等にも主体的に取り組んでいただきたいと、そのような形で今後とも支援してまいりたいと思っていますし、これにかかわりましての支援ということになりますが、既存の期成同盟会等があるわけでございますので、金額的な支援というのはそちらの方からやってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、仮称ではございますが、道路整備促進市民大会でございますが、事務局につきましては商工会議所にお願いしてございますし、参集範囲と申しますのは800名ぐらいを予定してございますけれども、国道45号沿線の市町村の住民あるいは各関係団体の方々に出席していただきたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　31番城内仲悦君。

**○31番（城内仲悦君）**　都市計画の関係で、都市計画マスタープランの方ですが、この策定委員会報酬10人で６万円ですから今年度１回しかやらないのかというのが一つ。

それから、都市計画マスタープランの策定事業は100万円で、あと債務負担行為で19年度までで700万円ですからトータルで800万円ということになるんですが、これは結局またどこかのコンサルに委託することになるのか。それが２点目です。

それから、３点目は、都市計画マスタープラン策定事業はこれまでも何回かやってきたんですが、結局、何年かの計画期間があって、それが切れて新しくつくることになっての計画なのか、その計画の概要についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、住宅維持管理費に関連して、天神堂の萩ヶ丘団地の団地内道路ですけれども、一部市道になっているのでしょうけれども、あの坂をずっと登り切って市営住宅の方へ出て、梅ヶ丘へ行く方には道路は舗装なっているんですけれども、いわゆる東側にも住宅があって道路がついているわけですが、その団地内道路が依然として未舗装で非常に悪い状況なんですが、あの分の団地内道路についての舗装化はどう考えているのかお聞かせください。

**○議長（菊地文一君）**　嵯峨建設部長。

**○建設部長（嵯峨喜代志君）**　都市計画マスタープラン、それから萩ヶ丘市営住宅付近の道路整備についてでございます。

都市計画マスタープランにつきましては、今年度は意向調査とか現状分析、その程度の状況にとどまりますので、委員会審議では１回程度というふうに考えて

ございます。マスタープランそのものは市勢発展計画に掲げる将来像の実現に向けて、土地利用等を明らかにしながらやっていくわけですが、これらのまちづくりの方針を総合的に指針を策定してまいりたいとこのように考えてございます。

それから、市営住宅の市道の整備にかかわりましては、現地を調査してみたいと思います。

それと、都市計画マスタープランでございますが、これは古いマスタープランがあるわけでございますが、これを踏襲しながらまた新たな視点で、新たなものを掘り起こす形でマスタープランの策定をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　31番城内仲悦君。

**○31番（城内仲悦君）**　このマスタープランは従来あるんだと、つくったのがあるんですよね。それは、現在の総括なりして、次につくるにしても必要だと思うんですが、トータル800万、債務負担を入れて予算を計上していますよね。債務負担で700万ですから、今年この予算で100万見ていますから、債務負担で700万ですからトータル800万というふうに考えるんですが、そのお金は何のために、さっき言ったようにコンサルタントに委託するお金なのか、あるいは都市計画マスタープランの策定委員をこれから10人選ぶわけですよね。その策定委員会が調査研究をしてつくろうとしているのか。

もう一つは、この都市計画マスタープランというのは、全国どこの自治体でもやらなければならないことになっているのか、この点です。それで、今までもいろいろ都市計画をつくってきたんだけれども結局、全国同じ顔をした都市計画プランをつくられて、いわば今久慈市を見た場合でも、そのプランによって進めてきたんだけれども、結局街なかが壊れて郊外が栄えてきているという状況があるわけです。そうしますと、これまでのマスタープランでつくってきたまちづくりが、ある程度間違っていたというふうに私は思うんです。

そういう意味では、そういった是正も今度のマスタープランでしていくのか、そういった点をお話しいただかないと、1,000万近いお金をかけてまたつくりましたと、はい、そうですかといかないと私は思うので、これまでもマスタープランのどこがどうなのかということの解明をだれがしてくれるのか。それもこの策定委員会でやるのか、それをやった上で新たなマスタープランをつくっていくというふうにいかないと、これは継続性といいますか、これまで予算をかけてつくってやってきたことのけじめというか、継続性がないと思うので、その点どう継続させていこうとしているのか。反省とかあるわけですよ。その点はどこでだれがやるのかお聞かせください。

**○議長（菊地文一君）**　嵯峨建設部長。

**○建設部長（嵯峨喜代志君）**　都市計画マスタープランについてお答え申し上げますが、債務負担でお願いしているわけですが、これについてはコンサルに委託しようとするものでございます。

それから、都市計画マスタープランは、都市計画法で市町村の都市計画に関する基本的なことは、市町村に策定が求められておるものでございます。都市計画がその目的を実現するためには、かなりの時間を要するというふうなことから、長期的な見通しを持って定めてまいらなければならないというふうに考えてございますが、都市計画の決定に当たっては必然性とか妥当性、それらも加味されなければならないわけでございまして、将来の目指すべき都市像がどのようにあればいいのか、これまでの反省を踏まえながら住民の意見も当然拝聴する機会もあるわけでございまして、これらを総合的に勘案しながら市勢発展計画に掲げる将来の都市像の実現のために策定してまいりたいと、このように考えてございますのでご理解を賜わりたいと存じます。

**○議長（菊地文一君）**　31番城内仲悦君。

**○31番（城内仲悦君）**　今ある都市計画マスタープランは、例えば長内地区の都市計画の計画も入っていたと思うんです。入っていたはずなんです。それが今だめになっちゃっているわけです。そうすると、現在あってだめになった分については、新たなプランの中ではもうプラン化しないということになるのか、その点の住民の意向をどこで吸い上げていくのか。

先ほどは意向調査をしたいという話でしたが、この点やっぱり、現在のマスタープランと市勢発展計画の中での実行できなかった部分があるわけです。その点を明確にして意向調査をしないと住民はわからないわけですよ。だから、そういった点では、現在のマスタープランがここまで進んだ、ここはできなかったとい

うことをきちんと、どこで明らかにするのか。

それを住民に現時点はこうですよと示しながら、今後皆さんの意見も聞きたいということであれば、そういった点で明らかにした上で意向調査をすべきだというふうに私は思うんです。そうでないと、十分な意見は反映されないというふうに私は思うんですが、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、コンサルタントに委託というふうに言いますけれども、結局、全国の自治体がどれも同じコンサルに委託すると、言えばそれなりの形を持っていますから、それが返ってくるんじゃないかと私はいつも心配なんです。全国同じような形のマスタープランをつくって、果たしてこの地域に合ったものができるのかというので、私は、本来であればこの問題はコンサルに委託するのではなくて、自前でつくれる力を持っていたらつくるべきだと思うんです。

19年度１年間をかけるつもりでつくっているわけですから、そういう点では、そういう自前でつくるんだということにならないのか。これはコンサルでなければできないのか、あるいは義務づけられているというふうにお話がありましたけれども、コンサルタントに委託することまで含めて義務づけられているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後にですが、先ほど萩ヶ丘団地の道路については調査をしますということですが、いずれ日々現状を見ながら対応していくのが私は必要なことだと思うんですが、現状の状況を知らないということであればいずれそういう形になりますけれども、ぜひ、大変な状況がありますので、現状を見て改善を図っていただきたいと思いますが、最後にもう一回この答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　嵯峨建設部長。

**○建設部長（嵯峨喜代志君）**　都市計画マスタープランの策定に当たりましては、今までの成果あるいは反省等を踏まえながら、住民の意見を拝聴しながら策定してまいりたいと、かように考えてございます。

それから、コンサルへの委託は都市計画法では義務づけられてございません。

それから、市道等のパトロールにかかわりましてのご質問ですが、日々パトロールに努め、あるいは事故のないように市道管理には徹底してございますが、これからも引き続き適切な道路維持管理に努めてまいりたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、９款消防費、説明を求めます。末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　９款消防費、１項消防費でありますが、２目非常備消防費に、消防屯所補修に係る消防屯所経費40万円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、10款教育費、説明を求めます。末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　10款教育費、１項教育総務費でありますが、２目事務局費は、教育委員会事務局経費136万6,000円の増ほか１件の増、合わせて192万6,000円を計上。５目教育研究指導費は、教育研究所運営費167万6,000円の増ほか３件の組みかえを計上。教育総務費は、合わせて360万2,000円を計上いたしました。

24ページになります。

２項小学校費でありますが、１目学校管理費は、車両管理経費38万円の増ほか２件の増、１件の減、１件の組みかえ、合わせて6,871万3,000円を計上いたしました。

なお、スクールバス運行事業費1,683万1,000円の減額は、次の３項中学校費への計上がえによるものであります。

また、長内小学校用地取得事業費8,500万円の内容でありますが、現在、借地となっております長内小学校用地の一部7,774平方メートルのうち、4,143平方メートルを取得しようとするものであり、残りの3,631平方メートルにつきましては、地権者から寄附の申し出がなされているものであります。２目教育振興費は、総合学習推進事業費100万円を計上。小学校費は、合わせて6,971万3,000円を計上いたしました。

３項中学校費でありますが、１目学校管理費に、英語教師招へい事業費40万円の減、事業費の確定見込みにより、学校施設耐震診断・補強事業費2,380万円の増ほか１件の増、２件の組みかえ、合わせて3,962万

円を計上いたしました。

４項社会教育費でありますが、１目社会教育総務費は、公民館類似施設社会事業費補助金436万円の増ほか１件の増、１件の組みかえ、合わせて448万円を計上。５目三船十段記念館費は、運営管理費９万2,000円を計上。社会教育費は、合わせて457万2,000円を計上いたしました。

26ページになります。

５項保健体育費でありますが、１目保健体育総務費に、スポーツ振興号管理経費20万1,000円の増ほか１件の減、１件の増、合わせて20万1,000円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。37番大上精一君。

**○37番（大上精一君）**　10款教育費、小学校費でお伺いしますが、来内小学校の建築に向けた作業が、今現在どこまで進んでいるのかお伺いしたいと思います。

**○議長（菊地文一君）**　大湊教育次長。

**○教育次長（大湊清信君）**　来内小学校の改築につきましては、現在、プロポーザルでの設計の委託先を公募している、公募というか作品の提供を求めているという状況にございます。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　30番小野寺勝也君。

**○30番（小野寺勝也君）**　それでは、１点お尋ねいたしますが、長内小学校用地の取得、ただいまの説明ですと4,143平方メートルの購入分だと、残りの3,631平方メートルはご寄附をいただくという内容をお聞きしました。それで、先ほどのお話のように、この長内小学校用地もかなりの長期間での借地で来ている。ここに来てこういう形で解決を見るということは非常に結構だというふうに思います。

そこで、これは言わずもがなですが、先ほどとの対比の関係上あえてお聞きしますが、この8,500万、購入に当たっての単価、積算根拠、しかるべき手順を踏まえての出てきた結果だと思いますが、それについてお聞かせいただきたいし、評価委員の評価もいただいて、あるいは実勢価格等も参考にされての数字だと思うんですが、その数字、私は坪の方がわかりいいので坪で言いますが、坪単価とご寄附いただけるものを合算しての、大体半分弱に下がるというふうになろうかと思いますが、その点について若干お聞かせください。

**○議長（菊地文一君）**　大湊教育次長。

**○教育次長（大湊清信君）**　多岐にわたると思いますので、漏れがございましたら再度お答えしたいと思います。

購入関係でございますが、実は現在、長内小学校は２万137平方メートルございます。そのうちの借地となっているのは、ご説明申し上げましたとおり7,774平方メートルと。このうちの4,143平方メートルについて購入したいということでございます。ここのところで価格の関係でございますが、路線価格、課税標準額等を勘案しまして決めたというのが不動産鑑定の結果でございまして、それらの中には、そのほかに借地に係ります借地権の割合をマイナス10％見たとか、底地でございますので私どもの方の建物があるということで、増加価値分を５％見たとかこういうふうな内容を加味した単価で、平方メートル当たり２万500円という単価を算出したのが不動産鑑定の方から出ております。

あと、この購入にかかわりましては、これまで事前の地権者との交渉をやってまいりましたので、その中で地権者からの申し出は、今までの学校用地として提供してきたというふうな経緯を踏まえて残りの3,631平方メートルについては、市の方に寄贈してまいりたいというふうな意向を示されております。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　６番小倉建一君。

**○６番（小倉建一君）**　27ページの保健体育総務費でございますが、久慈市スポーツ振興計画策定関係でございます。

いよいよ策定に入るのかなとこのように期待しているわけでありますが、この共同研究ということで負担金なわけですが、相手方はどなたかということと、負担金は７万3,000円なわけですが全体の予算額、そしてこの共同研究に地域はどのように今後生かしていくのかというお考えをお伺いします。

**○議長（菊地文一君）**　大湊教育次長。

**○教育次長（大湊清信君）**　この件につきましては、岩手大学との共同研究に係るということでの負担金を計上させていただきました。今年度につきましては、20歳以上の市民1,000人を対象としたアンケート調査をして、その分析を加えるという考えを今年度は持っ

ております。来年度におきましては、このスポーツ振興計画の素案を何とか策定してまいりたい、素案をつくっていきたいというふうな考えを持っております。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　６番小倉建一君。

**○６番（小倉建一君）**　この振興計画でありますが、市民のアンケートをとりながらということで、非常にスポーツ施設等の整備を望んでいる人が多いかと思いますので、いずれ教育委員会の方でも一生懸命やってもらいたいと思います。その意気込みについてお伺いいたします。

**○議長（菊地文一君）**　鹿糠教育長。

**○教育長（鹿糠芳夫君）**　お答えを申し上げたいと思いますが、今年度このスポーツ関係につきましては、私どもとすれば特に重点としたい事項は、生涯スポーツの生活化ということでございまして、これまで、どちらかといいますと競技スポーツに重点を置いてきたわけでございますが、やはりこれからのスポーツを考えるときに、すそ野を広げると申しますか、そういったことで生活にスポーツを取り入れるということを重点としているわけでございます。

次に、それにかかわって施設の整備というご質問でございますが、これにつきましても、教育委員会としてはできる限りそういった環境整備については、これからも努力してまいりたいということでございます。ただ、こういった財政の状況もございますので、私どもが望むようなにわかの実現は非常に厳しい面もございますが、これからも最大限努力してまいります。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、第２条債務負担行為の補正説明を求めます。末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　第２条債務負担行為の補正につきまして、表によりご説明を申し上げます。

４ページになります。

第２表債務負担行為補正でありますが、都市計画マスタープラン策定事業について、この表のとおり期間及び限度額を定めようとするものであります。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、第３条地方債の補正説明を求めます。末﨑総務企画部長。

**○総務企画部長（末﨑順一君）**　第３条地方債の補正につきましても、表によりご説明を申し上げます。

６ページ、７ページになります。

歳出補正予算に関連して、学童保育施設整備事業を追加するとともに、街なか再生推進事業ほか１件について、限度額を変更しようとするものであります。

以上です。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第１号「平成18年度久慈市一般会計補正予算（第２号）」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第５　議案第２号**

**○議長（菊地文一君）**　日程第５、議案第２号「平成18年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

事業勘定、歳入、説明を求めます。岩泉市民生活部長。

**○市民生活部長（岩泉敏明君）**　それでは、議案第２号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

８ページ、９ページをごらんいただきたいと思います。

２歳入でありますが、６款１項共同事業交付金、２目保険財政共同安定化事業交付金は、実績見込みにより２億7,828万5,000円を計上いたしました。これは、今般の医療制度改革関連法により創設されました事業

で、市町村国保間の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超える医療費について、県単位で市町村が国保連合会に拠出することにより、財源を共同でプールし、発生した医療費を交付する制度でございまして、10月から実施されるものでございます。

次に、８款繰入金、２項１目一般会計繰入金でありますが、先ほど議決いただきました議案第12号「国民健康保険条例の一部を改正する条例」、30万円から35万円に改正したことにより見込まれる出産育児一時金49人分の増額分の３分の２、163万4,000円を増額計上いたしました。

次に、９款１項１目繰越金は、前年度繰越金1,863万2,000円を増額計上いたしました。

以上であります。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。岩泉市民生活部長。

**○市民生活部長（岩泉敏明君）**　10ページ、11ページをごらん願います。

３歳出でありますが、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費は、法改正による国保システム修正経費21万円を増額計上いたしました。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費及び２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費は、保険財政共同安定化事業交付金の交付に伴う財源更正を計上、４項出産育児諸費、１目出産育児一時金は、先ほどご説明申し上げました支給額の引き上げに伴い、245万円を増額計上いたしました。

次に、５款１項共同事業拠出金、１目保険財政共同安定化事業拠出金でありますが、２億7,828万5,000円を計上いたしました。これは、歳入でご説明したとおり、30万円を超える医療費について市町村が国保連合会に拠出するものであります。

次に、９款諸支出金、１項償還金及び還付金、３目償還金でありますが、平成17年度分退職被保険者等療養給付費等交付金の精算に伴う返還金1,760万6,000円を計上いたしました。

以上であります。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第２号「平成18年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第６　議案第３号**

**○議長（菊地文一君）**　日程第６、議案第３号「平成18年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

歳入、説明を求めます。中森農林水産部長。

**○農林水産部長（中森健二君）**　それでは、議案第３号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

８ページをお開き願います。

２歳入でありますが、４款繰入金、１項１目一般会計繰入金に78万1,000円を増額計上いたしました。

以上であります。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。中森農林水産部長。

**○農林水産部長（中森健二君）**　10ページをお開き願います。

３歳出でありますが、１款１項漁業集落排水管理費、１目総務管理費は、その他管理事務費に漏水認定による漁業集落排水使用料過誤納還付金として、１万2,000円を増額計上いたしました。２目施設管理費は、排水施設維持管理費に麦生地区マンホールポンプ非常通報装置の修繕費として76万9,000円を増額計上いたしました。

以上であります。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第３号「平成18年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第７　議案第４号**

**○議長（菊地文一君）**　日程第７、議案第４号「平成18年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

歳入、説明を求めます。嵯峨建設部長。

**○建設部長（嵯峨喜代志君）**　それでは、議案第４号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

２歳入でありますが、３款国庫支出金、１項国庫補助金、２目汚水処理施設整備交付金は、交付金の内定見込みにより、3,000万円の増額を計上いたしました。

４款繰入金、１項１目一般会計繰入金でありますが、５万円の減額を計上いたしました。

７款１項市債でありますが、１目下水道事業債は、汚水処理施設整備交付金の内定見込みから、2,310万円を減額、２目下水道高資本費対策借換債は、確定見込みにより4,000万円を減額し、この項合わせて6,310万円の減額を計上いたしました。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。嵯峨建設部長。

**○建設部長（嵯峨喜代志君）**　12ページをお開き願います。

３歳出でありますが、１款１項下水道管理費、１目総務管理費は、総務管理事務費、受益者負担金徴収経費及び下水道使用料徴収経費の実績見込みから、55万2,000円の増額を計上いたしました。

２款下水道事業費、１項下水道整備費でありますが、１目管渠施設費は、公共下水道補助事業費に8,580万円を増額、単独事業費は所要の組みかえを行うものでございます。

２目浄化センター施設費は、実績見込みにより7,800万円を減額し、１目管渠施設費へ組みかえを行い、事業の促進を図ろうとするものであります。この項は合わせて780万円の増額を計上いたしました。

３款１項公債費でありますが、１目元金は確定見込みから3,977万8,000円の減額、２目利子は172万4,000円の減額、この項は合わせて4,150万2,000円の減額を計上いたしました。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、第２条地方債の補正、説明を求めます。嵯峨建設部長。

**○建設部長（嵯峨喜代志君）**　４ページになります。

第２条地方債の補正でありますが、下水道整備事業費及び下水道高資本費対策借換について、第２表のとおり限度額を変更しようとするものであります。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第４号「平成18年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第８　議案第５号**

**○議長（菊地文一君）**　日程第８、議案第５号「平成18年度久慈市平庭高原施設事業特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

歳入、説明を求めます。角山形総合支所長。

**○山形総合支所長（角一志君）**　議案第５号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

８ページをお開き願います。

２歳入、１款使用料、１項施設使用料でありますが、１目索道使用料は1,397万1,000円を減額しようとするものであり、その内訳でありますが、リフト等使用料として1,370万円、スキー場食堂使用料として27万1,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。これは、指定管理者に指定管理を行わせることに伴い、利用料を指定管理者に収受させることによるものであります。

次に、２款繰入金、１項一般会計繰入金でありますが、一般会計からの繰入金は217万1,000円を減額しようとするものであり、これは平成17年度剰余金が発生したことによるものでございます。

次に、３款繰越金、１項繰越金、１目繰越金は383万6,000円の増額を計上しており、これも繰入金と同様に剰余金が発生したことによるものでございます。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。角山形総合支所長。

**○山形総合支所長（角一志君）**　10ページをお開き願います。

３歳出、１款索道施設事業費、１項特殊索道施設事業費でありますが、スキー場運営経費他１件、2,433万2,000円を減額、スキー場指定管理費として1,202万6,000円の増額を計上、合わせて1,230万6,000円を減額しようとするものであります。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。

次に、第２条債務負担行為の補正、説明を求めます。角山形総合支所長。

**○山形総合支所長（角一志君）**　４ページをお開き願います。

第２条債務負担行為でありますが、スキー場指定管理費について、期間、限度額を第２表のとおり定めようとするものであります。

以上でございます。

**○議長（菊地文一君）**　質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第５号「平成18年度久慈市平庭高原施設事業特別会計補正予算（第１号）」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第９　発議案第７号、発議案第８号**

**○議長（菊地文一君）**　日程第９、発議案第７号及び発議案第８号を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案は、各会派共同提案でありますので、会議規則第37条第２項の規定及び先例により議事の順序を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、採決いたします。発議案第７号「放射能

海洋放出規制法（仮称）の制定を求める意見書の提出について」、発議案第８号「日本郵政公社の外務事務の堅持を求める意見書の提出について」、以上２件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、発議案第７号及び発議案第８号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第10　議員派遣の件**

**○議長（菊地文一君）**　日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第12項及び久慈市議会会議規則第120条の規定に基づき、平成18年10月３日盛岡市で開催の「第44回知事を囲む懇談会」に副議長「嵯峨力雄君」を、また、平成18年11月１日盛岡市で開催の「平成18年度岩手県市議会議員研修会」に議員全員を派遣することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（菊地文一君）**　ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**閉会**

**○議長（菊地文一君）**　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第５回久慈市議会定例会を閉会いたします。

**午後４時37分　　閉会**